

第2回 池袋駅周辺地域再生委員会 交通検討部会

議 事 録

I. 日 時：平成31年3月6日（水）17:00～18:30

II. 場 所：豊島区本庁舎 1階 としまセンタースクエア

III. 部員名簿：

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
部会長	横浜国立大学 理事(国際・広報担当)・副学長	中村 文彦	
副部会長	東京大学 工学研究科 社会基盤学専攻 教授	羽藤 英二	欠席
〃	イーグルバス株式会社 顧問	坂本 邦宏	
〃	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	大沢 昌玄	
部員	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官	青柳 太	
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官	奥田 謁夫	
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長 (統括課長)	名取 申明	
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	長尾 肇太	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長	江水 淳	
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画統括課長	澤井 正明	代理
〃	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長	水飼 和典	
〃	警視庁 交通部管理官 都市交通管理室長	椎名 啓雄	
〃	警視庁 池袋警察署 交通課 課長	三橋 仁美	
〃	警視庁 目白警察署 交通課 課長	和田 誠	
〃	警視庁 巣鴨警察署 交通課 課長	塩田 竜也	欠席
〃	一般社団法人東京バス協会 常務理事	二井田 春喜	
〃	公益財団法人東京タクシーセンター 指導部 施設管理課	玉田 隆広	
〃	東京商工会議所 豊島支部 会長	鈴木 正美	
〃	豊島区商店街連合会 会長	足立 勲	代理
〃	豊島区町会連合会 副会長	塚田 義信	
〃	豊島区観光協会 名誉会長	齊木 勝好	
〃	豊島区 副区長	呉 祐一郎	欠席
〃	豊島区 都市整備部 部長	奥島 正信	欠席
〃	豊島区 都市整備部 土木担当部長	宮川 勝之	欠席
事務局	豊島区 都市整備部 都市計画課長	活田 啓文	
〃	豊島区 都市整備部 交通・基盤担当課長	原島 克典	
〃	豊島区 都市整備部 再開発担当課長	大根原 尉之	

IV. 議事次第

1. 開会
2. 部会長挨拶
3. 議事
 - 1) 池袋副都心交通戦略更新（案）に関するパブリックコメントについて
 - 2) 今後のスケジュール
 - 3) H30 年度実証実験結果の報告
 - 4) 南北区道の歩行者優先化の検討
4. その他
5. 閉会

V. 配布資料

議事次第

資料 1－1：池袋副都心交通戦略（案）に関するパブリックコメントについて

資料 1－2：池袋の交通のあり方を考える（池袋副都心交通戦略）の更新内容の概要

資料 1－3：池袋副都心交通戦略～池袋の交通のあり方を考える～（更新版）

資料 2：池袋副都心交通戦略 今後のスケジュール

資料 3：H30 年度実証実験結果の報告

資料 4：南北区道の歩行者優先化の検討

VI. 議事概要

○挨拶

（中村部会長）

- ・池袋のまちは、これまで交通戦略で取り組んできた課題への対応が少しずつ進展しており、にぎわいのあるまちに変わってきていると感じる。
- ・本日も実証実験の結果報告等を行うが、交通戦略の実現に向けて皆様の忌憚のない意見を頂戴したい。

○傍聴者の確認

（傍聴者なし）

○資料の取り扱いについて

- ・資料 1－1・資料 1－2・資料 1－3・資料 2 は公開、資料 3・資料 4 は非公開とする

○事務局より「資料 1-1：池袋副都心交通戦略（案）に関するパブリックコメントについて」
「資料 1-2：池袋の交通のあり方を考える（池袋副都心交通戦略）の更新内容の概要」「資料
1-3：池袋副都心交通戦略～池袋の交通のあり方を考える～（更新版）」の説明
討議内容は以下のとおり。

（中村部会長）

- ・ LRT 構想ルートは、池袋副都心交通戦略の策定当初から入っていたか。

（事務局）

- ・ 池袋副都心交通戦略策定時から LRT 構想ルートは入っていた。今回の更新版はその内容を引き継いでいる。
- ・ ルートは平成 20 年の交通戦略策定の方針・方策の構想時に検討されたものである。

（中村部会長）

- ・ 策定当時の交通環境の具体例図には、具体的な通行箇所が特定できる正確さで記載されていないが、今回の更新版では具体的な通行箇所が記載されている。このルートは、策定当初から変わっていないか。

（事務局）

- ・ 策定当時から具体的な導入ルートは記載しており、変わっていない。

（中村部会長）

- ・ 交通戦略の更新について、資料 1 - 2 に記載された内容に基づき内容を更新することよいか。

（一同）

- ・ 異議なし。

○事務局より「資料 3 : H30 年度実証実験結果の報告」「資料 4 : 南北区道の歩行者優先化の検討」の説明

討議内容は以下のとおり。

(椎名部員)

- ・歩行者優先化の本格実施の目標を 2019 年 11 月とする理由は何か。

(事務局)

- ・ハレザ池袋の新ホールが 11 月にプレオープンする。プレオープン後は南北区道の歩行者交通量が増加することが想定されるため、プレオープンに合わせ、歩行者優先化を実施することを目標とした。
- ・ハレザ池袋のグランドオープンは 2020 年 6 月頃となるため、今年 11 月の歩行者優先化が実施できない場合でも、遅くとも 2020 年 5 月頃に歩行者優先化を実施したい。

(椎名部員)

- ・南北区道の車両通行の抑制方法は、お願いベースか車両通行規制のどちらか。

(事務局)

- ・車両通行規制を考えている。

(椎名部員)

- ・調査の結果から、土日の 12 時-19 時の荷さばき車両は残っており、かつ事業者も全店舗が歩行者優先化の施策に対し了承していない実態もある。荷さばき場所の変更ができず、やむを得ず南北区道で荷さばきをする車両への対処が必要ではないか。
- ・車両通行規制の実施時は、南北区道周辺の道路での荷さばきが想定されるが、既に周辺道路で荷さばきを行っている車両もある。交通規制後、既存の荷さばき車両と南北区道から場所を変更した車両が合わさり、周辺道路が荷さばき自動車であふれ、自動車交通に支障を及ぼす可能性はないか。本格的な交通規制を考えているならば、これらへの対策も検討いただきたい。
- ・ラウンドワン・ユニクロ時間貸駐車場は、大規模小売店舗立地法（以下「立地法」と記載）に基づき店舗側が駐車場を確保している。立地法に基づき確保した駐車場が特定の時間帯で使用できない場合、代替となる隔地駐車場をどこに確保するか等の計画立案が必要である。今回は店舗側の理由による車両通行規制ではないので、具体的な代替駐車施設の確保案等を詰めなければ、車両通行規制へのハードルは高いだろう。
- ・また、立地法の変更届出が必要かも確認が必要である。

(事務局)

- ・ラウンドワン・ユニクロ駐車場には個別協議を継続して実施している。
- ・並行して、昨年 4 月に駐車場整備計画を策定し、現在は地域ルールの内容を検討している。隔地駐車場については、地域ルールで南北区道の歩行者優先化に向けて積極的に認める方針である。地域ルール案の策定は、2019 年 9 月を目標としている。
- ・ラウンドワン・ユニクロの駐車場に対しては、地域ルールによる隔地駐車場の設置認可を含め、どのような対応が可能か引き続き個別協議を進める

(椎名部員)

- ・本格的な交通規制を実施するならば、地域ルールの実効性も確認する必要がある。
- ・立地法の変更は、届出から認可まで数か月必要であるが、今回の場合のように区の施策によって変更の手続きが必要となった場合、そもそも変更が可能なのか。これらの内容についても確認いただきたい。
- ・警視庁としては、歩行者・自動車の両面に配慮しなければならない。まちのことを考えれば、南北区道を歩行者優先の道路としたい事は理解できる。しかし、歩行者への施策だけでなく、南北区道に駐車している荷さばき車両等への施策も同時に考えていただきたい。

(中村部会長)

- ・現時点で足りない点をまとめると、交通規制の導入にあたり、行動変更が伴う方への対応案がないこと、立地法の手続きが必要なのが分からなかった。
- ・立地法の手続きについては確認をしているか

(事務局)

- ・立地法の変更届出が必要かは、東京都産業労働局に現在確認中である。

(大沢副部会長)

- ・南北区道の設計・工事は、空間の再編まで行うのか。
- ・11月に歩行者優先化を実施する場合、荷さばき車両対応方針はいつ頃実施するのか。
- ・アンケートに回答していない店舗が未だに多い。これらの店舗との合意形成も得られるようにもする必要があるだろう。

(事務局)

- ・ハレザ池袋の建物は敷地境界と数メートルの離隔を確保しているため、南北区道の道路幅員は変わらないが、見た目上の歩道状空地は広がる構造となる。
- ・今回の南北区道の整備は旧庁舎～区民センターの間のみであり、11月の竣工を予定している。この区間以南については、順次整備を進める。

(坂本副部会長)

- ・地域ルールで荷さばき時間を設定するとしているが、歩行者優先化の本格実施後は自動車が進入できなくなるため、荷さばきの時間の設定だけでなく、代替の駐車場所についても検討いただきたい。
- ・人が多く危険であることは以前から問題提起されている。それに関して、車両交通規制しても人が多く危険があるとなると、来訪者の交通経路・手段をマネジメントする形(=TDM)で地域をよくするのも一つの考え方である。
- ・交通戦略にはTDMに関する記述はあるか。

(事務局)

- ・自動車を南北区道中に進入させないネットワーク体制の構築に関しては、交通戦略で記載している。

(坂本副部長)

- ・ハレザ池袋のオープンの際に、車両通行規制時に歩行者交通量が非常に増加した際の対応方針は、交通戦略で対応しているということか。
- ・数か月後にハレザ池袋がオープンし、歩行者が非常に増えることが予測されている。その

対応方針が交通戦略で記載されていれば問題ない。

(事務局)

- ・交通戦略に記載した施策は、これから池袋の交通の要素が変わるに従い実施が可能となるが、今年11月時点で区として実効性のある施策の実行は困難である。

(坂本副委員長)

- ・交通戦略としての施策が難しいならば、別途来訪者の交通行動が変わるような取り組みを実施できるとよい。
- ・立地法の変更届出は必須と考えられる。変更には数か月の期間が必要なため、早期に動く必要がある。変更項目は、駐車場の削減ではなく隔地駐車場の確保でよい。

(中村部会長)

- ・南北区道の歩行者優先化という方向に対する異論はないだろうが、個別協議に入る前の案は、もう一段階具体的に検討する方がよい。また、立地法の手続きの関係もまとめていただきたい。
- ・事務局としては個別協議へ移りたいだろうが、複数の意見が挙げられたため、本日の部会では南北区道の歩行者優先化の方向性についての合意に留めたい。
- ・そのうえで、荷さばきや車両・立地法の変更の対応方針に関し、具体的な案が固まった段階で再度部会を開催し、承認を得てから個別協議へ移行する、という手順としたいが良いか。

(一同)

- ・異議なし

(事務局)

- ・承知した。改めて資料を整理し、部会を開催する方向で進めていく。

○事務局より「資料2：池袋副都心交通戦略 今後のスケジュール」の説明

討議内容なし。

VII. その他

(事務局)

- ・交通戦略の更新は、国土交通省にも意見をいただいたうえで、5月の池袋駅周辺地域再生委員会で承認、策定をする。
- ・南北区道の歩行者優先化は、本日の意見を基に、駐車場の地域ルールとの整合も図りつつ具体案の検討を進める。次回の部会の開催日時は、後日改めて連絡をする。

以上